

高浜発電所3号機の運転上の制限の逸脱について

2022年7月21日

関西電力株式会社

高浜発電所3号機（加圧水型軽水炉 定格電気出力87万キロワット、定格熱出力266万キロワット）は、第25回定期検査中、本日14時19分に、「タービン動補助給水ポンプ※¹制御油圧低」警報※²が発信しました。

現場の状況を確認した結果、床面に約2m×約4m×約1mmの油（約8リットル）が漏れていることを確認したため、制御油ポンプ※³を停止したところ、油の漏れは停止しました。

このため、タービン動補助給水ポンプが動作できない状態となったことから、同日14時30分に保安規定の運転上の制限※⁴を満足していない状態にあると判断しました。

現在、原因について、調査を行っています。

本事象による環境への放射能の影響はありません。

- ※1：主給水系統事故時など、通常の水系統の機能が失われた場合に、蒸気発生器に給水を行うためのポンプで、蒸気発生器で発生した主蒸気の一部でタービンを回し、その回転力でポンプを駆動するポンプのこと。そのほか高浜発電所3号機には、補助給水ポンプとして、電動補助給水ポンプが2台あり、タービン動補助給水ポンプ1台とあわせて、通常時は3台とも待機状態にあり、定期的に運転して異常のないことを確認している。
- ※2：油圧が177kPa以下となった場合に発信する。平常値は約200～380kPa。
- ※3：タービン動補助給水ポンプを起動するための蒸気入口調整弁（油圧式）へ油を供給するためのポンプ。
- ※4：保安規定第65条において、モード3（1次冷却材温度177℃以上）の状態では電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であることが求められている。

以 上